

中央卸売市場（南港市場）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名稱	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	エアバランサー(BN-003)用部品ほか12点 買入	19(産業用 機器)	花木工業株式会 社大阪支店	1,650,484	令和4年3月15日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	–
2	大阪市中央卸売市場 南港市場 市ボイラー 設備修繕(その3)	19(産業用 機器)	(株)日本サーモエ ナー	1,767,579	令和4年3月16日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	–

隨 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

エアバランサー(BN-003)用部品ほか12点 買入

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 隨意契約理由

本件は、牛のと畜解体作業において、と体を懸垂した状態で背骨を二分割する際に用いるエアバランサー（BN-003）及び脚の切断をする際に用いる脚切器（30CL-2）並びに皮剥ぎを行うためのデハイダー（JC-III A）を構成する純正部品を買入れるものである。

エアバランサー（BN-003）、脚切器（30CL-2）及びデハイダー（JC-III A）については、米国ジャービス社が開発した製品であり、同製品の純正部品である本件物品についても米国ジャービス社が製造しており、花木工業株式会社は、米国ジャービス社の関西地区唯一の代理店であり、販売においては同社のみの取扱いとなっている。

以上のことから、契約相手方を花木工業株式会社に選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

隨 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 市ボイラー設備修繕（その3）

2 契約の相手方

株式会社日本サーモエナー

3 隨意契約理由

本修繕は蓄熱槽室に設置されているボイラー設備の構成部品であるマイコンボード等が経年劣化により機能が低下しているため、新品に取り替えるとともに、試運転調整を行うものである。

当該機器については、株式会社日本サーモエナーが製造したもので、修繕を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのは株式会社日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）